

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団四條堰水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和3年9月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
四條堰 第341号	吉村管工 吉村 忠行	寝屋川市楠根南町34番7-1号	令和3年9月16日	令和8年9月15日
四條堰 第342号	株式会社アプライ 湯浅 美栄	富田林市錦織南一丁目35番45号	令和3年9月16日	令和8年9月15日
四條堰 第343号	カミタ総合設備株式会社 中島 剛	阪南市黒田343番地の2	令和3年9月16日	令和8年9月15日